

利用料金表

ユニット型特別養護老人ホーム スteinハ女の里
事業者番号 4072301304

●ユニット型特養

第1段階

個室(1人部屋)

令和04年10月01日より

単位:円

	基本	日常生活 継続支援	看護体制		夜勤職員 配置	個別機能 訓練 I	個別機能 訓練 II(月額)	ADL維持等 加算(月額)	褥瘡マネジメ ント II(月額)	自立支援促進 加算(月額)	科学的介護推進 加算 II(月額)	小計	食 費	居住費	月 額 (31日分)
			I	II											
要介護1	652	46	6	13	27	12	20	60	13	300	50	1,199	300	820	58,586
要介護2	720	46	6	13	27	12	20	60	13	300	50	1,267	300	820	60,694
要介護3	793	46	6	13	27	12	20	60	13	300	50	1,340	300	820	62,957
要介護4	862	46	6	13	27	12	20	60	13	300	50	1,409	300	820	65,096
要介護5	929	46	6	13	27	12	20	60	13	300	50	1,476	300	820	67,173

第2段階

	基本	日常生活 継続支援	看護体制		夜勤職員 配置	個別機能 訓練	個別機能 訓練 II(月額)	ADL維持等 加算(月額)	褥瘡マネジメ ント II(月額)	自立支援促進 加算(月額)	科学的介護推進 加算 II(月額)	小計	食 費	居住費	月 額 (31日分)
			I	II											
要介護1	652	46	6	13	27	12	20	60	13	300	50	1,199	390	820	61,376
要介護2	720	46	6	13	27	12	20	60	13	300	50	1,267	390	820	63,484
要介護3	793	46	6	13	27	12	20	60	13	300	50	1,340	390	820	65,747
要介護4	862	46	6	13	27	12	20	60	13	300	50	1,409	390	820	67,886
要介護5	929	46	6	13	27	12	20	60	13	300	50	1,476	390	820	69,963

第3段階①

	基本	日常生活 継続支援	看護体制		夜勤職員 配置	個別機能 訓練	個別機能 訓練 II(月額)	ADL維持等 加算(月額)	褥瘡マネジメ ント II(月額)	自立支援促進 加算(月額)	科学的介護推進 加算 II(月額)	小計	食 費	居住費	月 額 (31日分)
			I	II											
要介護1	652	46	6	13	27	12	20	60	13	300	50	1,199	650	1,310	84,626
要介護2	720	46	6	13	27	12	20	60	13	300	50	1,267	650	1,310	86,734
要介護3	793	46	6	13	27	12	20	60	13	300	50	1,340	650	1,310	88,997
要介護4	862	46	6	13	27	12	20	60	13	300	50	1,409	650	1,310	91,136
要介護5	929	46	6	13	27	12	20	60	13	300	50	1,476	650	1,310	93,213

第3段階②

	基本	日常生活 継続支援	看護体制		夜勤職員 配置	個別機能 訓練	個別機能 訓練 II(月額)	ADL維持等 加算(月額)	褥瘡マネジメ ント II(月額)	自立支援促進 加算(月額)	科学的介護推進 加算 II(月額)	小計	食 費	居住費	月 額 (31日分)
			I	II											
要介護1	652	46	6	13	27	12	20	60	13	300	50	1,199	1,360	1,310	106,636
要介護2	720	46	6	13	27	12	20	60	13	300	50	1,267	1,360	1,310	108,744
要介護3	793	46	6	13	27	12	20	60	13	300	50	1,340	1,360	1,310	111,007
要介護4	862	46	6	13	27	12	20	60	13	300	50	1,409	1,360	1,310	113,146
要介護5	929	46	6	13	27	12	20	60	13	300	50	1,476	1,360	1,310	115,223

※別途、介護職員処遇改善加算 I としてサービス利用料(食費・滞在費は含まない)に対して 8.3%の料金が加算されます。

介護職員等特定処遇改善加算 I としてサービス利用料(食費・滞在費は含まない)に対して 2.7%の料金が加算されます。

介護職員等ベースアップ等支援加算としてサービス利用料(食費・滞在費は含まない)に対して 1.6%の料金が加算されます。

利用料金表

●ユニット型特養

第4段階 介護負担割合1割

令和04年10月01日より

単位:円

	基本	日常生活 継続支援	看護体制		夜勤職員 配置	個別機能 訓練	個別機能 訓練Ⅱ(月額)	ADL維持等 加算(月額)	褥瘡マネジメ ントⅡ(月額)	自立支援促進 加算(月額)	科学的介護推進 加算Ⅱ(月額)	小計	食 費	居住費	月 額 (31日分)
			I	II											
要介護1	652	46	6	13	27	12	20	60	13	300	50	1,199	1,445	2,006	130,847
要介護2	720	46	6	13	27	12	20	60	13	300	50	1,267	1,445	2,006	132,955
要介護3	793	46	6	13	27	12	20	60	13	300	50	1,340	1,445	2,006	135,218
要介護4	862	46	6	13	27	12	20	60	13	300	50	1,409	1,445	2,006	137,357
要介護5	929	46	6	13	27	12	20	60	13	300	50	1,476	1,445	2,006	139,434

第4段階 介護負担割合2割

	基本	日常生活 継続支援	看護体制		夜勤職員 配置	個別機能 訓練	個別機能 訓練Ⅱ(月額)	ADL維持 等加算	褥瘡マネジメ ントⅡ(月額)	自立支援促進 加算(月額)	科学的介護推進 加算Ⅱ(月額)	小計	食 費	居住費	月 額 (31日分)
			I	II											
要介護1	1304	92	12	26	54	24	40	120	26	600	100	2,398	1,445	2,006	154,739
要介護2	1440	92	12	26	54	24	40	120	26	600	100	2,534	1,445	2,006	158,955
要介護3	1586	92	12	26	54	24	40	120	26	600	100	2,680	1,445	2,006	163,481
要介護4	1724	92	12	26	54	24	40	120	26	600	100	2,818	1,445	2,006	167,759
要介護5	1858	92	12	26	54	24	40	120	26	600	100	2,952	1,445	2,006	171,913

第4段階 介護負担割合3割

単位:円

	基本	日常生活 継続支援	看護体制		夜勤職員 配置	個別機能 訓練	個別機能 訓練Ⅱ(月額)	ADL維持 等加算	褥瘡マネジメ ントⅡ(月額)	自立支援促進 加算(月額)	科学的介護推進 加算Ⅱ(月額)	小計	食 費	居住費	月 額 (31日分)
			I	II											
要介護1	1956	138	18	39	81	36	60	180	39	900	150	3,597	1,445	2,006	178,618
要介護2	2160	138	18	39	81	36	60	180	39	900	150	3,801	1,445	2,006	184,942
要介護3	2379	138	18	39	81	36	60	180	39	900	150	4,020	1,445	2,006	191,731
要介護4	2586	138	18	39	81	36	60	180	39	900	150	4,227	1,445	2,006	198,148
要介護5	2787	138	18	39	81	36	60	180	39	900	150	4,428	1,445	2,006	204,379

利用者負担限度階	本人の所得内容 負担限度額の認定を受けるためには、次の要件を全て満たす必要があります。
第1段階	生活保護受給者・世帯(世帯を分離している配偶者を含む。以下同じ。)全員が市町村民税非課税である老齢福祉年金受給者
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税であって、本人の年金収入+その他の合計所得金額が <u>80万円以下</u> 預貯金等が単身の場合は <u>650万円以下</u> 、配偶者(夫または妻)がいる場合は <u>1,650万円以下</u>
第3段階①	世帯全員が市町村民税非課税であって、本人の年金収入+その他の合計所得金額が <u>80万円超120万円以下</u> 預貯金等が単身の場合は <u>550万円以下</u> 、配偶者(夫または妻)がいる場合は <u>1,550万円以下</u>
第3段階②	世帯全員が市町村民税非課税であって、本人の年金収入+その他の合計所得金額が <u>120万円超</u> 預貯金等が単身の場合は <u>500万円以下</u> 、配偶者(夫または妻)がいる場合は <u>1,500万円以下</u>
第4段階	同じ世帯内に住民税課税者がいる、又は本人が住民税課税の方